

議案第64号

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について

飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

印鑑登録証明書の申請に係る規定の改正及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴う改正

## 飛驒市印鑑条例の一部を改正する条例

飛驒市印鑑条例（平成16年飛驒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて自ら書面で市長に申請することができる。この場合において、市長は本人確認をした上、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4

項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。)

附 則

この条例は、令和5年8月1日から施行する。





## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市印鑑条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	印鑑登録証明書の申請に係る規定の改正及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第49条の規定による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「法律」という。)が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨】</b></p> <p>市民の個人番号カードの普及に伴い、全国のコンビニエンスストア等の店舗(以下「店舗」という。)に設置されている多機能端末機から個人番号カードを利用し、印鑑登録証明書が取得できるサービス(コンビニ交付)を8月1日から開始するとともに、窓口でも個人番号カードを印鑑登録証の代わりとして利用できるよう所要の改正を行い、個人番号カードの利便性の向上を図る。</p> <p><b>【改正の内容】</b></p> <p>窓口での印鑑登録証明書の申請については、印鑑登録証の提示が必須であったが、本人に限り、個人番号カードの提示でも印鑑登録証明書の申請が可能となる。(第10条関係)</p> <p>個人番号カード又は電子証明書の機能を有した移動端末設備(スマートフォン)を用いたコンビニ交付が可能となる。(第10条の2関係)</p>
市民への影響等	<p>市内7店舗及び全国56,000店舗の多機能端末機において平日や休日問わず印鑑登録証明書が取得できるようになる。(年末年始を除く。)</p> <p><b>【参考数値】</b>近年の印鑑登録証明書の交付件数</p> <p>令和2年度 5,816件、令和3年度 5,326件、令和4年度 5,403件</p>
施行日	令和5年8月1日
備考	